

兵庫保険医新聞

第1806号
2016年2月25日

発行所 兵庫県保険医協会
http://www.hhk.jp/
〒650-0024 神戸市中央区海岸通1丁目2-31
神戸フコク生命海岸通ビル5F ☎078-393-1801
(1部350円送料共・年間購読料12,000円)
振替01190-1-2133
(会員の購読料は会費に含まれています)

今号の記事

- 診療報酬改定研究会一覧 4・5面
- 評議員会特別講演ブレインインタビュー 本田 宏先生 3面
- 研究 第23回日常診療経験交流会より 8面
両眼開放オートレフ普及が弱視児童を激減させる

さらなる 患者負担増計画の中止を求める署名に

ご協力ください!

目標 3万筆

3月～7月まで

景品付きクイズチラシ 第2シーズン

「政府の医療・介護の負担増計画」はどれ?

3月～5月まで

署名用紙、クイズチラシ・グッズのご注文は、☎078-393-1807まで



九条の会・兵庫県医師の会 小林節氏を招き市民講演会 「平和大国」の地位 失われる

協会も活動に協力する九条の会・兵庫県医師の会は、2月14日に協会会議室で、慶應義塾大学名誉教授(憲法学)の小林節氏を招き、市民講演会「改憲派小林節が叱る! 安保法制が許されないワケ」を開催。会員・市民ら200人が参加した。小林氏は「安倍政権の進める政治は立憲民主主義の破壊であり、独裁国家につながる」と警鐘を鳴らした。



会場いっぱいの200人が聞き入った

小林氏は、安倍政権が行おうとしていることは「日本を取り戻す」ことではなく「日本を米国に差し出す」ことであると語り、国民には消費税増税等で負担を増やす一方、TPP締結や辺野古への米軍基地移設で日本を米国へ差し出すとして批判した。

さらに、放送内容が「公平でない」とテレビ局に介入する政府の姿勢について、憲法違反の言論弾圧と情報操作であると指摘した。



小林節氏が議会制民主主義を否定する安倍政権を批判

小林氏は「国家権力を縛るもの」で、『国民にすれば、自衛隊員が犠牲になり、日本がテロの標的になる可能性が高まる』として、70年間戦争しなかった「平和大国」としての地位

が失われると懸念を示した。その上で自衛隊は憲法上軍隊ではなく、わが国の領土内に警察が対応できないほどの力が襲った場合に備えるための「第2警察」という位置付けを持つ組織であり、海外での武力行使ではなく自国の防衛に専念するものだと見解を述べた。

ご協力ください!

野党が勝つしかないとし、今夏の参議院選挙では、32の1人区で野党が統一候補を出すべきだと主張した。

講演会では、足立元平理事が司会を務め、藤末衛全日本民主医療機関連合会会長(協会評議員)が謝辞を述べた。

協会は、「平和安全保障関連法をすみやかに廃止する」などを求める署名に取り組むことを決めました。署名用紙を月刊保団連3月号に同封しお届けします。ご協力ください。署名用紙のご注文は、☎078-393-1807まで

近畿厚生局ホームページ

「個別指導での指摘事項」を初掲載

昨年懇談時に協会が要請し実現

近畿厚生局は2月8日付で、同局のホームページ

(HP)上に個別指導や適時調査での主な指摘事項を初めて掲載した。

昨年6月18日の兵庫・京都協会による近畿厚生局との懇談時に、「他の厚生局では指摘事項をHP上に掲載している。社保ルール周知の一環として近畿厚生局でも検討を」と要請。厚生局から「検討する」との回答を得ていた。

詳細は、近畿厚生局HP ↓保険医療機関・保険医等 ↓保険医療機関・保険薬局の方へ ↓「8、個別指導及び適時調査において保険医療機関等に改善を求めた主な指摘事項について」を参照いただきたい。

なお、指摘事項については、本紙でも今号6面で歯科分、3月5日付で医科分2(その1は2月5日付既報)を掲載している。

主張

政府がねらう、今後の医療改善計画が明らかに

昨年末に発表された、経済財政諮問会議の「経済・財政再生アクション・プログラム」や財務省の財政制度等審議会の「平成28年度予算の編成等に関する建議」に目を通すと、さまざまメニューが目白押しである。

「待合室からのキャンペーン」で医療改善を阻止しよう

保団連や兵庫協会では、これらの改善計画に反対する、「ストップ患者負担増」待合室からのキャンペーンを計画している。

「平成28年度予算の編成等に関する建議」に目を通すと、さまざまメニューが目白押しである。政府は改悪の実施に向け、今年中に具体化し、来年の通常国会で法改正(法改正が必要でないものは速やかに実施)を行うとしている。いずれもさらなる患者負担増につながる。受診抑制、健康破壊をもたらすものであり、医療人としてどう対応したい。夏の参

- ① 円を負担を上乗せする。
- ② 後期高齢者の窓口負担2割化
- ③ 現在1割負担の75歳以上も、70〜74歳と同様、2割負担にする。
- ④ 70歳以上の高額療養費制度の限度額引き上げ
- ⑤ 窓口負担の上限額を決

薬局で処方箋なしに購入できる「市販品類似薬」は保険から外す。具体的に「湿布薬、目薬、ビタミン剤、うがい薬、漢方薬」などを挙げている。全額自己負担となるだけでなく、医師の診断を経ない、誤った使用に

よ。求める患者署名を中心に、患者さん・国民に広く訴えていきたいと考えている。世論を大きくし、負担増計画を阻止しよう。

燭心

最近の子ども向け新聞は侮れない。大人が読んでもためになる。外敵から身を守るために、動くことができない植物は体の中に毒を作るといふ。しかし、食べた虫が死んでしまうような強い毒ではなく、味見した毒虫が「こりゃまずい」と飛んで逃げていく程度の弱毒なのだ。自然の秩序を乱さないためにはその程度の毒物で十分なのだろう。しかも野菜や果物が作り出すその少量の弱い毒素は、人間が食べると細胞を活性化させ、そのために「野菜は体にいい」となる。自ら攻撃する力を持たない植物は、理不尽に襲いくる害虫に体内のまじい少量の弱毒でもって攻撃をあきらめさせるのだ。これは究極の個別的自衛権ではないか。「毒」ではなく、「知恵」だ。どちらかというとならぬ。北朝鮮が不穏な動きを見せている。核実験に続き、今度は人工衛星と称したミサイルを発射した。この真偽や実効性は別にして政府はこれ幸いと迎撃態勢をとり大騒ぎ。中国も海上における不穏な動きをやめない。安倍内閣はこれらを口実に国内の世論を焚きつけ、際限なく防衛費をつぎ込む。今や5兆円を超えた。この勢いそのまま憲法改悪に向けて舵を切るつもりだ。70年間植物のように動かなかつた日本は、そのうち襲う側の害虫と化すかもしれない。しかし知恵のない、数が頼りの毒だけではない。数でもないしっぺ返しを喰らうことにもなりかねない。歯止めをかけるのは野党と国民の共闘だ(九)

福島原発事故・避難者へ健康診断

定期的な健診つづけよう

福島第一原発事故による県内への避難者を対象とした健康診断が、2月7日に長田区の神戸協同病院で実施され、福島県などから避難してきた21家族47人が受診した。

協会の森岡芳雄・辻一城両副理事長、木村彰宏評議員が小児科の診察を、松岡泰夫評議員、瀧本和雄先生



辻副理事長(上)・山中理事(下)らが診察

を受け、協会役員が毎回、診察に参加している。

会場ではレクリエーションコーナーを設ける、健診をスタンダラ形式にする、避難者同士の交流スペースを設けるなど工夫がされた。

健診内容は、問診、身長体重計測、診察、血液検査、心電図、検尿、甲状腺エコー、眼科検診。3月上旬頃に結果を送付し、4月16日には結果相談会が予定されている。

終了後のスタッフによる感想交流では、「震災から5年が経過し、生活不安を感じ、うつ病等を発症している避難者が多いと感じる」「被曝による健康被害への不安が強いのか」「10年間は健診を続けていきたい」との声が出された。

「公費負担医療等の手引」講習会

複雑な制度 独自テキストで わかりやすく解説



会場いっぱい148人に八木先生(上)がポイントを解説

協会は1月30日に「公費負担医療等の手引」講習会を協会会議室で開催し、医師・スタッフなど148人が参加した。講師の八木秀満理事が、保団連発行の『公費負担医療等の手引』を使い、昨年改定された難病患者への医療などについて解説した。

同書籍は、全ての公費負担医療制度について網羅し、医療機関で知りたい情報を分かりやすく解説しており、好評を博している。

購入(会員価格1冊4000円)を希望される方は、協会事務局(078-388-1803)までお申し込みください。

大阪・公害環境デー

福島原発被害の生の声聞く

参加記 評議員 松岡 泰夫

公害環境をめぐる情勢と課題について交流する「第44回公害環境デー」(大阪協会)が1月30日に大阪市内で開催され、200人超が参加。兵庫協会から森岡芳雄副理事長と松岡泰夫評議員が参加した。松岡評議員の参加記を掲載する。



大気汚染やエネルギー政策など環境・公害問題を交流

午前の分科会「いま改めて福島原発被害を考える」に参加しました。原発事故から5年が経過し、マスメディアの劣化や政府の原発再稼働への拙速な動きもあり、国民の原発

や現在の状況、今の思いを聞いてきました。最初の報告は、福島に暮らす、東電の責任を問う裁判の原告団事務局長を務める金井直子さん(お孫さんのいる50歳代)です。彼女から現地福島での「生」の意見を直接聞かせていただきました。また原発から60キロメートル離れた郡山市から大阪へ母子避難されている森松明希子さん(小さい子どもがいる40歳代の女性)も話されました。彼女いわく、昔はお昼のワイドショーをよく見るような普通の主婦だったそうですが、最近国連でも原発事故被害の重大さを訴えられたとのこと。現在は「補償」を受けているかどうかの問題で同じ被災者の中で「分断」が起きていること

明石支部 会員懇談会「マイナンバー」

紛失・漏えい防止のため 保管に注意を

明石支部は1月23日、明石市生涯学習センターで「医療機関におけるマイナンバー実務対応」をテーマに会員懇談会を開催し、13人が参加。協会税務講師団の山田英信税理士が、マイナンバー制度の基本と実務対応について解説した。



マイナンバー制度の実務対応などについてくわしく解説

講演後は講師を囲んだ懇談会を行い、マイナンバー以外にも、消費税の軽減税率の問題や日本の税制のあり方などごきくばらんに意見交換を行った。

山田税理士は、マイナンバーの使用は禁止バナーの使用目的は、社会保険・税務関係・災害対策に限定されているもの、今後拡大が見込まれており、取扱者からの漏えいも危惧されると指摘。目的外でのマイナンバーが記載されている書類を預かった場合には、カギの付いた金庫へ保管するなど、紛失や漏えいが起こらないように管理する必要があるとした。

北阪神支部 新春政策研究会

社会保障給付抑制に 使われる危険性も

北阪神支部は1月16日、宝塚商工会議所で新春政策研究会「マイナンバー制度の問題点とこれからの考え」を開催。日本弁護士連合会情報問題対策委員会長の坂本(まどか)弁護士が講演し、医師・歯科医師ら11人が参加した。坂本氏は、マイナンバー

制度の一番の目的は徴税強化で、プライバシー侵害や費用対効果の面から、問題が多いと指摘。今後、政府は、社会保障個人会計の構築を打ち出しており、マイナンバーが社会保障の給付抑制に使われる可能性もあると警告した。



マイナンバー制度の問題点を解説する坂本弁護士

講演終了後の懇親会では、制度の懸念点や具体的な対応について活発な質疑応答が行われた。

会員討報

寺澤 洋介先生 西宮市 歯科 2月8日 享年80歳 ご冥福をお祈り申し上げます

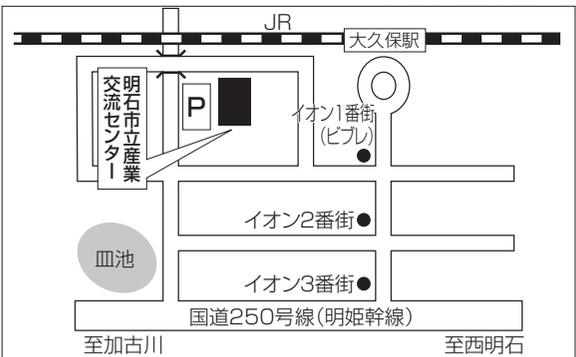
Advertisement for ISR (Insourcing Support) featuring a building image, contact information (078-360-6611), and services like HR consulting and job support.

別途送付の案内ハガキ(3月1日発送)と引き換えに会場で研究会資料(内科『点数表改定のポイント』、歯科『2016年改定の要点と解説』)を1部無料でお渡しします。案内ハガキを忘れずに持参ください。追加は1部内科2,000円、歯科1,000円です。同資料は各医療機関宛に別途1部お送りします(無料)。

2016年度 診療報酬改定 研究会 会場一覧

医科診療所会場

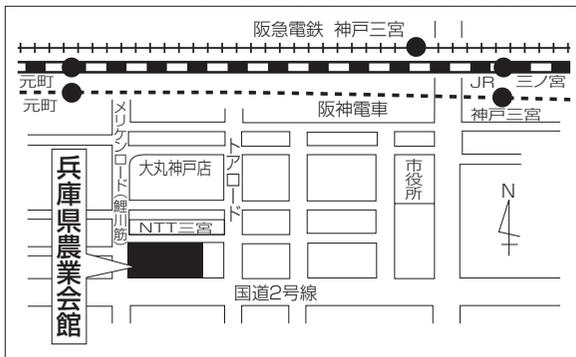
〈明石会場〉 3/22(火) 14時～
明石市立産業交流センター 多目的ホール
☎078-936-7915
※JR大久保駅から徒歩2分



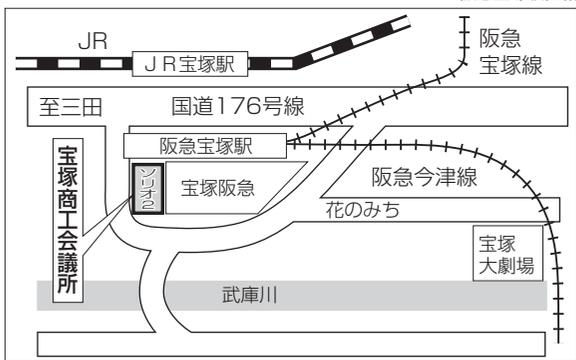
〈尼崎会場〉 3/23(水) 14時～
尼崎商工会議所 7階701会議室
☎06-6411-2251
※阪神尼崎駅から徒歩3分



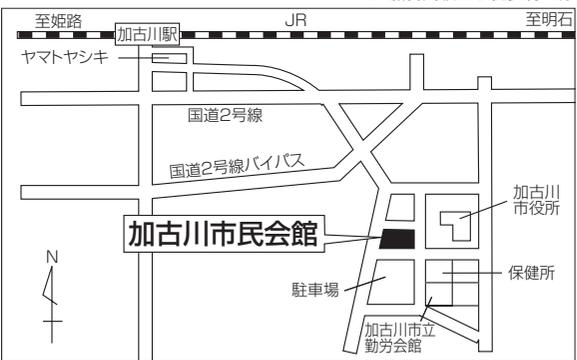
〈神戸会場①〉 3/24(木) 14時～
兵庫県農業会館 11階大ホール
☎090-9259-2002 (協会当日連絡先)
※JR・阪神元町駅南へ徒歩10分、三宮より徒歩20分



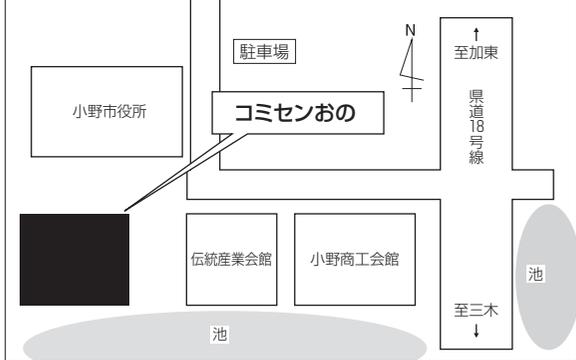
〈宝塚会場〉 3/24(木) 14時～
宝塚商工会議所 多目的ホール
(ソリオ2 6階) ☎0797-83-2211
※阪急宝塚駅直結



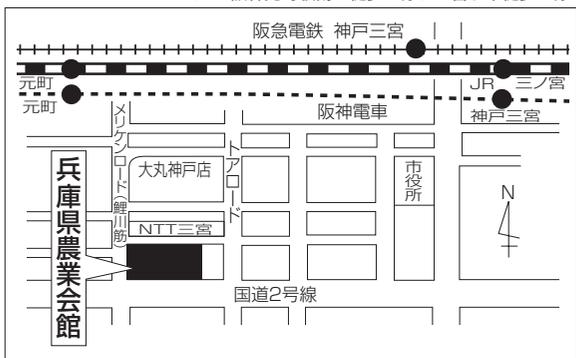
〈加古川会場〉 3/24(木) 15時30分～
加古川市民会館 大会議室
☎079-424-5381
※JR加古川駅から徒歩約20分



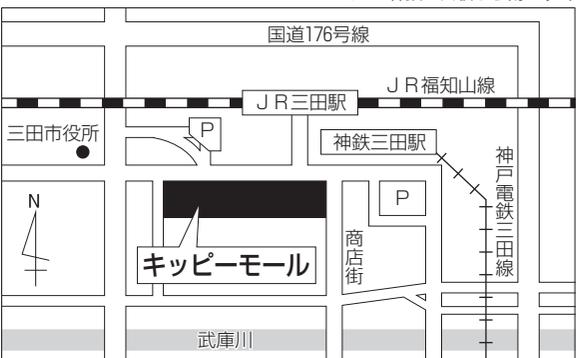
〈小野会場〉 3/25(金) 14時～
コミセンおの 1階コミュニティホール
(小野市民会館) ☎0794-63-1020



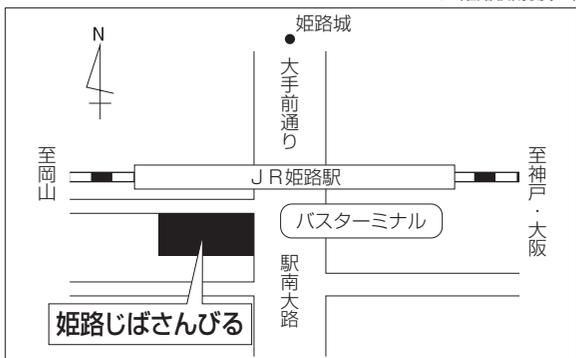
〈神戸会場②〉 3/26(土) 14時～
兵庫県農業会館 11階大ホール
☎090-9259-2002 (協会当日連絡先)
※JR・阪神元町駅南へ徒歩10分、三宮より徒歩20分



〈三田会場〉 3/26(土) 14時～
三田市キッピーモール 6階多目的ホール
☎079-559-5155
※JR・神鉄三田駅から南へすぐ



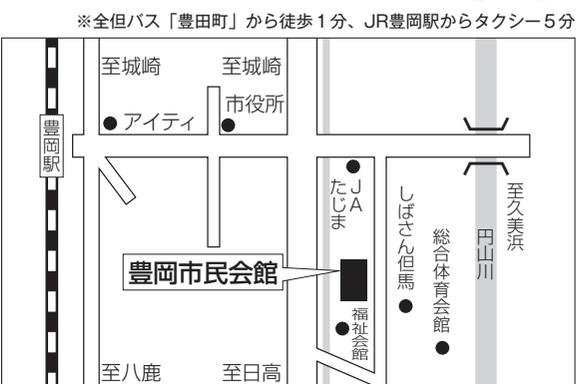
〈姫路会場〉 3/26(土) 14時～
姫路じばさんびる 9階901会議室
☎079-289-2832
※JR姫路駅南側すぐ



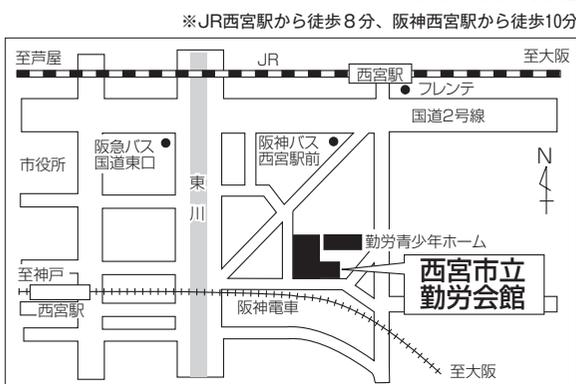
〈淡路会場〉 3/26(土) 15時～
淡路市立しづかホール
☎0799-62-2001



〈但馬会場〉 3/27(日) 15時～
豊岡市民会館 4階大会議室
☎0796-23-0255
※全但バス「豊田町」から徒歩1分、JR豊岡駅からタクシー5分



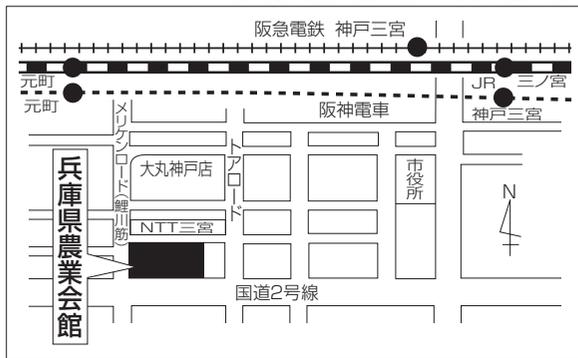
〈西宮会場〉 3/31(木) 15時30分～
西宮市立勤労会館 1階ホール
☎0798-34-1662
※JR西宮駅から徒歩8分、阪神西宮駅から徒歩10分



〈神戸会場〉3/24(木) 16時30分～

兵庫県農業会館 11階大ホール
☎090-9259-2002 (協会当日連絡先)

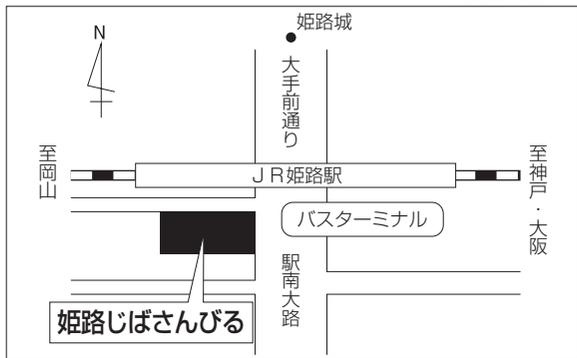
※JR・阪神元町駅南へ徒歩10分、三宮より徒歩20分



〈姫路会場〉3/26(土) 16時30分～

姫路じばさんびる 9階901会議室
☎079-289-2832

※JR姫路駅南側すぐ

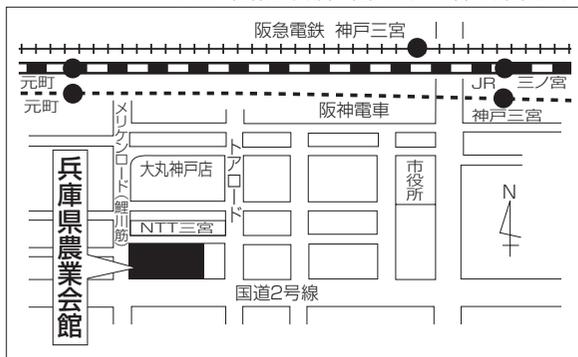


病院 会場

〈神戸会場①〉3/20(日) 14時～

兵庫県農業会館 11階大ホール
☎090-9259-2002 (協会当日連絡先)

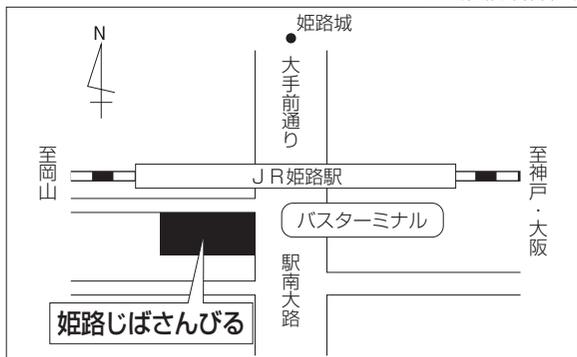
※JR・阪神元町駅南へ徒歩10分、三宮より徒歩20分



〈姫路会場〉3/21(月祝) 10時30分～

姫路じばさんびる 9階901会議室
☎079-289-2832

※JR姫路駅南側すぐ

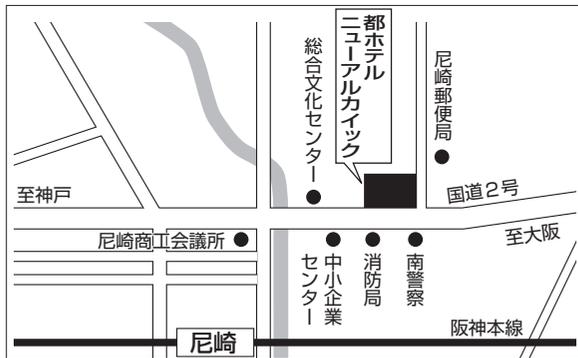


歯科 会場

〈尼崎会場〉3/21(月祝) 14時～

都ホテルニューアルカイク 3階「鳳凰」
☎06-6488-4777

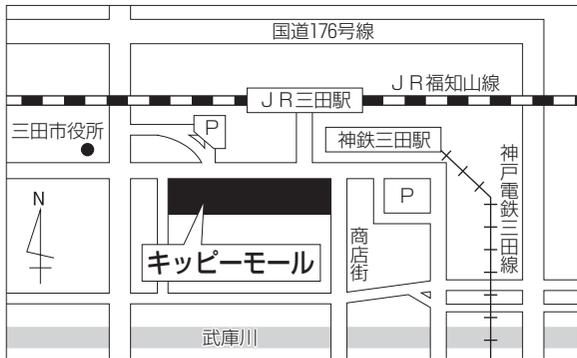
※阪神尼崎駅から徒歩6分



〈三田会場〉3/22(火) 20時～

三田市キッピーモール 6階多目的ホール
☎079-559-5155

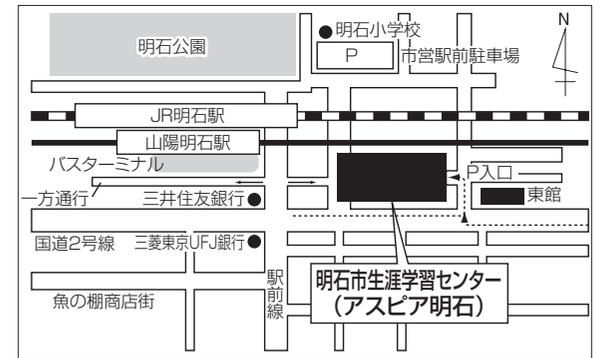
※JR・神鉄三田駅から南へすぐ



〈明石会場〉3/24(木) 19時～

明石市生涯学習センター 7階学習室1
(アスピア明石北館) ☎078-918-5600

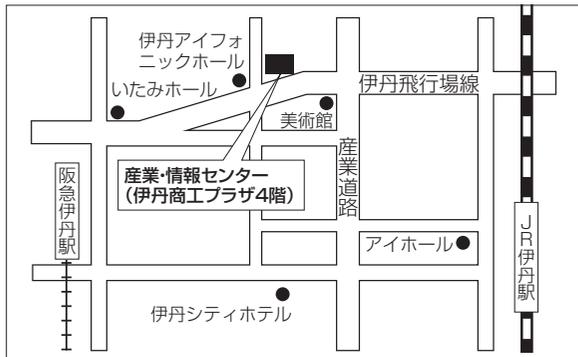
※JR・山陽明石駅より徒歩5分



〈伊丹会場〉3/24(木) 19時～

伊丹市立産業・情報センター 4階研修室A
☎072-773-5007

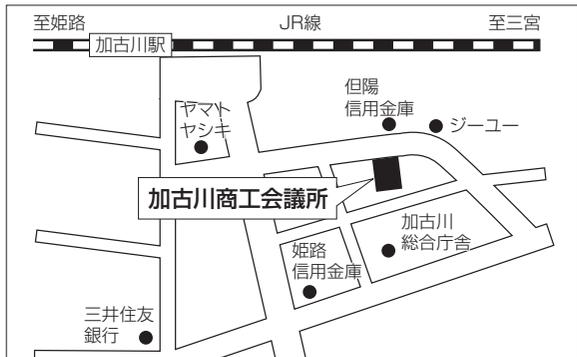
※阪急・JR伊丹駅から徒歩10分



〈加古川会場〉3/26(土) 18時30分～

加古川商工会議所 4階大会議室
☎079-424-3355

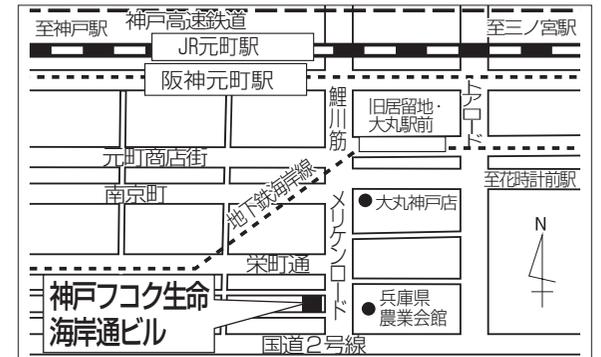
※JR加古川駅から南東へ徒歩5分



〈神戸会場②〉4/3(日) 14時～

保険医協会5階会議室(神戸フコク生命海岸通ビル5階)
☎078-393-1809

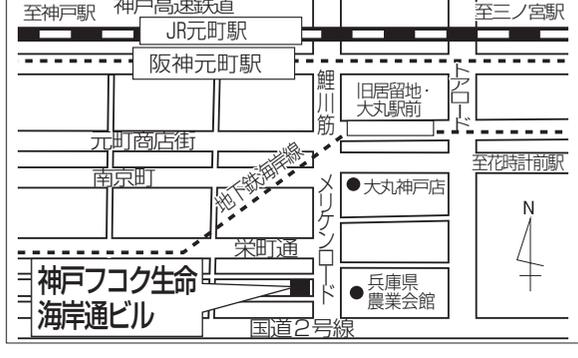
※JR・阪神元町駅南へ徒歩10分、三宮より徒歩20分



保険医協会5階会議室(神戸フコク生命海岸通ビル5階)

☎078-393-1809

※JR・阪神元町駅南へ徒歩10分、三宮より徒歩20分



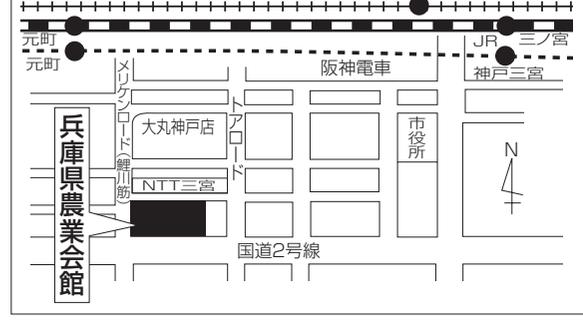
4/23(土) 16時～

薬科

兵庫県農業会館 10階101・102号室

☎090-9259-2002 (協会当日連絡先)

※JR・阪神元町駅南へ徒歩10分、三宮より徒歩20分



4/28(木) 15時～

Q&A 医科2次

近畿厚生局

平成26年度個別指導(歯科)における
主な指摘事項(抜粋)

近畿厚生局ホームページに初めて掲載された「平成26年度個別指導(歯科)における主な指摘事項」から抜粋しました(関連1面)。社保ルールの確認も兼ねて参考にしてください。

1 診療録等

(1) 診療録

①診療録は保険請求の根拠であることを認識し、必要な事項の記載を十分に行うこと。

②実際に診療を担当した保険医が、診療の都度、遅滞なく的確に記載すること。

③診療録第1面の記載内容に不備が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。

(ア) 部位、傷病名、開始年月日、終了年月日、転帰、主訴、口腔内所見の記載がなかった。

(イ) 傷病名に(P、C、Pul、Per)の略称を使用していた。

④診療録第2面以降の記載内容に不備が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。

(ア) 症状、所見、検査結果(電氣的根管長測定検査、細菌簡易培養検査、歯周病検査、平行測定、顎運動関連検査)、画像診断所見、医学管理等の内容、投薬内容、診療方針(訪問診療計画)、診療内容、診療月日、部位、点数または負担金徴収額について記載不備が認められた。

(イ) 使用材料名または使用薬剤名を記載していない例が認められた。

(ウ) 診療録の記載方法、記載内容に不適切な例が認められたので改めること。

(診療録の欄外へ記載、判読困難な記載、独自の略称を使用、旧略称を使用)

(2) 歯科技工指示書等

①歯科技工指示書に記載すべき内容(患者の氏名、設計・作成の方法、使用材料、発行の年月日、発行した歯科医師の氏名および当該歯科医師の勤務する病院または診療所の所在地、作成が行われる歯科技工所の名称および所在地)に不備が認められたので改めること。

②歯科技工指示書または歯科技工納品伝票の一部について、保存義務のある3年以内で破棄していたまたは紛失していた例が認められたので、適切な整理・保管を行うこと。

2 基本診療料等

(1) 初・再診料

①歯周疾患等の慢性疾患である場合等であって、明らかに同一の疾病または負傷であると推定される場合に歯科初診料を算定していた。

②一連の行為のために同一日に2以上の再診を行ったものについて歯科再診料を算定していた。

(2) 歯科診療特別対応加算

①診療録に記載すべき内容(歯科診療特別対応加算を算定した日における患者の状態)について、記載の不十分な例が認められたので、個々の患者の状態について適切な記載を行うこと。

3 医学管理等

(1) 歯科疾患管理料

①患者またはその家族に提供した管理計

画書の写しを診療録に添付していない例が認められた。

②歯科疾患管理料を算定した月(患者またはその家族に対して管理計画書を提供していない場合)における当該管理内容の要点を診療録に記載していない例が認められた。

③歯周病に罹患している患者に対して、歯周病検査を実施せずに管理計画書を提供していた。

(2) 歯科衛生実地指導料1

①歯科衛生士に行った指示内容等の要点を診療録に記載していない例が認められた。

②プラークチャートを用いたプラークの付着状況の指摘について実施していない例が認められた。

4 検査

(1) 歯周病検査

①必要な検査(歯周ポケット測定(1点以上)または歯の動揺度)の結果が分かる記録を診療録に添付していない例が認められた。

②歯周病検査を1口腔単位で実施していない例が認められたので改めること。

③口腔内消炎手術と同日に歯周病検査を実施していた例が認められたので改めること。

④2回目以降の歯周病検査は、歯周基本治療による歯周組織の変化の比較検討(歯周基本治療等の効果、治療の成否、治療に対する反応等を把握し、治療の判断または治療計画の修正)、歯周外科手術実施後の歯周組織の変化の比較検討を目的として実施するものであるため、検査については適切な期間をあけて実施すること。

(2) 平行測定

①検査結果を診療録に記載していない例が認められた。

②支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上のブリッジの平行測定に用いた模型を定められた期間保存せず、当該模型に係る適切な条件での写真添付も行っていない例が認められた。

5 画像診断

①歯科エックス線撮影、歯科パノラマ断層撮影または歯科用3次元エックス線断層撮影を行った場合に、診療録に記載すべき内容(写真診断に係る所見)について、画一的に記載しているまたは記載の不十分な例が認められたので、適切な記載を行うこと。

6 投薬

①処置内容、症状等にかかわらず、画一的な投薬または、セットの投薬をしている例が認められたので改めること。

7 歯周治療

①「歯周病の診断と治療に関する指針」(平成19年11月 日本歯科医学会)を参照し、歯科医学的に妥当適切な歯周治療を行うこと。

今回の渡辺先生と歯科衛生士の竹内雅子さんの話題

先生のご感想を掲載する。



多職種で活発な議論が交わされた

【尼崎市・歯科
福田 豊】

歯科部会は1月23日、協会会議室で歯科臨床談話会「私の歯科訪問診療経験から―施設との良好な連携をどう構築するか―」を開催し、歯科医師・歯科衛生士ら31人が参加した。加古川市・渡辺歯科医院の渡辺啓二院長が、特養などの施設と連携を行うに際しての、口腔ケアや施設職員への指導、介護報酬算定などについて話題提供し、参加者で意見交流を行った。福田豊先生の感想を掲載する。

感想文

歯科訪問診療での
施設連携の経験を交流

提供では、普段行っていない施設との取り組みについて、いろいろな問題点を多々ありました。

訪問診療に携わる者として、大変参考になることも、共感させられることも多々ありました。

②歯周病に係る症状・所見、治療の判断、治療計画等の診療録記載がなくまたは乏しく、診断根拠や治療方針が不明確な例が認められたので、記載内容の充実を図ること。

③歯周基本治療後に確認の歯周病検査を行わず、歯冠修復またはブリッジに着手している例が認められたので改めること。

8 処置

(1) 加圧根管充填処置

①適切な加圧根管充填が行われていない例が認められた。

②根管充填後に歯科エックス線撮影で根管充填の状態を確認していない例が認められた。

(2) 暫間固定

①エナメルボンドシステムによる連結固定を行ったものについて、装着に係る費用または装着材料料を算定している不適切な例が認められたので改めること。

(3) 床副子調整

①顎関節症または歯ぎしりに係る症状、所見等の診療録記載が乏しく、診断根拠や治療経過が不明確な例が認められたので、記載内容の充実を図ること。

(4) 歯冠修復物または補綴物の除去

①歯根の長さの3分の1以上のポストにより根管内に維持を求めために製作された鑄造体以外のものについて算定していた。

9 手術

(1) 抜歯手術

①抜歯手術(難抜歯または埋伏歯)における症状・所見、手術内容または予後について、診療録に記載していない例または診療録の記載内容が不十分な例が認められたので、適切な記載を行うこと。

②歯根肥大、骨の癒着歯、歯根彎曲等に対する骨の開さくまたは歯根分離術等が行われていない場合に、難抜歯に係る費用を算定していた。

③骨性の完全埋伏歯または歯冠部が3分の2以上の骨性埋伏である水平埋伏歯に該当しない場合に、埋伏歯の抜歯に係る費用を算定していた。

10 歯冠修復及び欠損補綴

(1) 補綴時診断料

①製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称および設計等についての要点を診療録に記載していない例が認められた。

②補綴時診断料の算定後、再度、補綴時診断料を算定すべき診断が必要となり診断を行った場合において、新たに製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称および設計等についての要点を診療録に記載していない例が認められたので、適切な記載を行うこと(なお、当該補綴時診断料は第1回目の補綴時診断料に含まれ別に算定できない)。

(2) 有床義歯

①鑄造鉤またはバーの保険医療材料について、誤って算定している不適切な例が認められたので改めること。

11 在宅医療

①歯科訪問診療を行うに当たっては、「歯科訪問診療における基本的考え方」(平成16年 日本歯科医学会)を参考とすること。

②特定の被保険者の求めに応ずるのではなく、保険診療を行う目的をもって定期または不定期に在宅等へ赴き、被保険者(患者)を診療する場合は、歯科訪問診療として取り扱うことは認められず、歯科訪問診療料およびその他の特掲診療料は算定できないので改めること。

12 その他

①保険外診療で製作した歯冠修復および欠損補綴等(支台築造)について、誤って保険請求している不適切な例が認められたので改めること。

②診療録と診療報酬明細書において、部位について不一致が認められたので、十分に照合・チェックを行うこと。

③一部負担金の徴収について、適切に徴収していない例が認められたので改めること。

④明細書について、患者から交付を希望しない旨の申し出がない場合は、個別の診療報酬点数の項目の分かる明細書を発行しなければならぬので改めること。

Mすぐに役立つ Medical English 51

=Cataract^① 白内障=

Katie Rax, 65, visited ophthalmologist^② Dr. N for her recent blurred vision^③ and poor eyesight^④.

ケイティー・ラックス(65歳女性)は最近目がかすみ、視力が落ちた気がするとの主訴で、眼科医N先生を訪れた。

Dr. N: Hello Mrs. Katie Rax. According to your inquiry form, your eyesight has worsened recently.

N医師: ケイティー・ラックスさん、問診票によると最近視力が落ちてきたようですね。

Katie Rax (Patient): Yes, that's right.

ケイティー・ラックス(患者): そうです。

Dr.: Have you been seeing another doctor for any other problems?

医師: 他の病気などで医師にかかっていますか。

Pt.: Yes, I have a mild case of diabetes^⑤, but I don't have to take any medication for it.

患者: 軽い糖尿病がありますが、薬はいらないそうです。

After an eyesight examination and ophthalmoscopy^⑥

視力検査と眼底検査の後

Dr.: Both of your corrected visual acuity^⑦ are 20/40.

医師: あなたの矯正視力は両眼とも0.5です。

The findings of your ophthalmoscopy are fine and ocular pressures^⑧ are within the normal range in both eyes. 両眼とも眼底所見は正常で、眼圧は正常範囲です。

Pt.: The letters are blurred, even with reading glasses.

患者: 老眼鏡にかけかえても字が読みにくくなりました。

Dr.: I see. By the way, do you drive?

医師: 分かりました。ところで、車を運転しますか。

Pt.: Yes, I do.

患者: はい、運転します。

Dr.: When you drive at night, do you experience any glare^⑨ from oncoming car headlights?

医師: 夜間の運転で、対向車のヘッドライトがぎらぎらとまぶしくてたまりませんか。

Pt.: Actually, I do.

患者: あっ、そうです。

Dr.: I think you have cataracts.

医師: 白内障による症状ですね。

Pt.: I see. Do I need to have an operation?

患者: なるほど。手術しないといけませんか。

Dr.: If you'd like to continue reading or driving, I'd recommend you to have an operation.

医師: 読書や運転を続けたいなら、手術をお勧めします。

Pt.: I see. What exactly is involved in an operation for cataracts?

患者: 分かりました。白内障手術はどんな手術ですか。

Dr.: The cloudy cataract is removed, and an artificial lens is inserted in its place.

医師: 濁った白内障を取り出し、人工レンズを挿入します。

Pt.: I see.

患者: 分かりました。

①cataract:《医》白内障、水晶体の混濁

②ophthalmologist: 眼科医

③blurred vision: ぼやけた視覚、視力

④eyesight: 視力

⑤diabetes:《医》糖尿病

⑥ophthalmoscopy:《医》眼底検査、検眼鏡検査

⑦visual acuity:《眼》視力、eyesightが一般用語

⑧ocular pressure:《医》眼圧、~tensionとも言う。ocularは「眼球の」

⑨glare: まぶしさ、ぎらぎらする光

【西宮市 坂尾 福光】

診療内容向上研究会 第515回

非眼科医のための眼科診療ガイド

日時 3月5日(土) 17時~ 会場 県農業会館101・102会議室
講師 京都府立医科大学眼科学教室・京都大学医学教育推進センター

加藤 浩晃先生

共催 参天製薬株式会社 お申し込み・お問い合わせは、☎078-393-1803まで

Santen ひと・ひとみ・すこやか。

参天製薬は、眼科領域に特化したスペシャリティ・カンパニーとして、患者さんのQOL(生活の質)向上に貢献してまいります。

参天製薬株式会社 大阪市北区大深町4-20 TEL 06(6321)7000 http://www.santen.co.jp/

医科保険請求 Q and A



〈外来管理加算〉

Q1 再診料の外来管理加算はどのような場合に算定するのか。

A1 慢性疼痛疾患管理ならびに一定の検査、リハビリテーション、精神科専門療法、処置、手術、麻酔、放射線治療を行わず、患者本人に問診や身体診察を行い、療養上の注意点を懇切に説明した場合に算定します。

一定の検査とは、「超音波検査等、脳波検査等、神経・筋検査、耳鼻咽喉科学的検査、眼科学的検査、負荷試験等、ラジオアイソトープを用いた諸検査、内視鏡検査」です。

また、聴取事項や診察所見の要点をカルテに記載します。

Q2 処置を実施した場合には外来管理加算は算定できないが、吸入や洗腸など基本診療料に包括される処置を行った場

合にも算定できないのか。

A2 当該加算と使用した薬剤を算定できます。

Q3 看護に当たる者から症状を聞いた場合にも算定できるのか。

A3 家族から症状を聞いた場合には再診料は算定できますが、外来管理加算は算定できません(小児や認知症など本人から問診を行うことが困難な場合を除く)。

なお、「看護に当たる者」とは家族を想定し、看護師などから症状を聞いた場合には再診料も算定できません。

◆不当な査定・減点には、再審査請求をしましょう

◆医科保険請求、返戻・減点等のご相談は、☎078-393-1803まで

薬科部研究会

感想文 口腔管理における薬剤の重要性再認識

薬科部は1月30日、研究会を協会会議室で開催。「薬剤師さんに知ってもらいたい歯科のホットなトピックス」をテーマに、神戸常盤大学短期大学部口腔保健学科教授で協会理事を務める足立了平先生が、BP製剤と顎骨壊死との関係性や、災害関連死等に対する口腔ケアの重要性などについて講演し、49人が参加した。薬剤師の新田宣孝氏の感想を紹介する。

当日午後より「調剤報酬改定セミナー」と協会の薬講習会に積極的に参加して

私としては役立ちそうな講習会に積極的に参加して

講師の足立先生のエネルギーが、私にとっては大変役立ち講習会となりました。



足立了平先生が口腔管理と全身疾患への薬剤師の関わり方を語った。

迫力を感じ、聞き入っていました。われわれにこれを聞いてもらいたい、という先生の意図が感じ取れました。今回の講習会は、今後、投薬時の患者さんとの信頼関係構築に役立つものであったと考えます。一つひとつは小さなことでも、しっかりと身につけることにより患者さんから頼りにされる薬剤師に近づきたいと思えます。次回の薬科部研究会「3点ポイントコミュニケーション」も大変興味のある演題でした。今後も大いに期待しています。

【兵庫区・あさがお薬局 薬剤師 新田 宣孝】

ラジオ関西番組出演 毎週木曜19時25分~

「医療知ろう！」 放送中!!

AM558kHz/1395kHz (但馬放送局)

3月3日 誤嚥性肺炎
3月10日 兵庫県のアスベスト問題
3月17日 胃がんの関連死をなくすには(仮)



日本医師会レセコン ORCA 及び 連動 電子カルテ Dr.電カル

医内経費の見直しは、選んで納得!安心のORCAで! 販売方式 (ORCA1台 80万円~、月々*1-ト費 8,500円~) レンタル方式 (ORCA1台+月々*1-保守・ト費 計19,800円~) *別途データ移行費は有償です。

詳細は ネットでも **メディクラーク** を検索!!

日医IT認定サポート事業所 4101015 株式会社メディクラーク 神戸市中央区相生町5-10-18

<HP>www.mediclerk.co.jp フリーダイヤル 0120-52-6262

第23回
日常診療
経験交流会
演題より

—保険診療のてびき・697—

両眼開放オートレフ普及が 弱視児童を激減させる



兵庫県保険医協会

☎ 078-393-1801

Fax 078-393-1802

http://www.hhk.jp/

灘区・山中眼科 山中 忍

はじめに

弱視は、おおよそ8歳を過ぎると、視力の回復が困難である！にも関わらず、いまだに小学生になり弱視が発見されている現状は不可解である。

それには理由があり、3歳児健診や保育園および幼稚園健診という弱視発見のチャンスに、的確な健診が本当に行われているのかが改めて問われてくる(図1)。

両眼開放オートレフの有用性

日常診療経験交流会にて、両眼開放オートレフというコンピューター内蔵の自動屈折測定装置を、3歳児健診を主として小学生以下の各種健診に導入することで、弱視児童が激減できることを報告した(図2、3)。

当方は2003年、この両眼開放オートレフ装置の第2世代に、さらにミラーを利用することで、従来の通常の気球を見る単眼式のオートレフよりも、あらゆる年齢で正確な屈折値が得られることを、45名85眼で統計的に実証し、視能訓練士学会にて発表報告を行った。さらにその後始まった保育園健診では、機器使用の屈折検査は全く義務化されていなかったが、新たな弱視児童が発見できるため約10年間、両眼開放オートレフ屈折検査を実行・継続してきた。そして数年ごとに遠視性弱視疑いの児童を発見している。過去最高の遠視度数は+9.0Dであった。

前半では弱視の説明と両眼開放オートレフ機器の説明および関連症例を提示して、一般的な通常の単眼式自動屈折測定器(通常オートレフ)と比べて特に10歳以下では、器械近視の発生が極めて少なく、いかに両眼開放オートレフが正確に測定できるかを事例提示した。症例2では調節の介入を減弱させたサイプレジン点眼による瞳孔を開く精密検査の数値が通常の両眼開放オートレフの値に近いことを明示した。

保護者への啓蒙で早期発見・治療を

次に弱視とは、何らかの要因で乳幼児期に網膜に焦点が合わないことで生じる視力の発育障害であると論じた。

2009年文部科学省の小・中・高等学校弱視児童生徒に係る調査結果では、全国の学童に約6800人もの弱視児童が存在し、保健所で指摘され眼科で異常と診断された児童の約64%が両眼開放オートレフで対応可能な屈折が関係した弱視であった。(2012年度日本眼科医会公衆衛生部3歳児健診健康診査調査報告より参照)

3歳児健診を実施する保健所では、主に視力0.5を基準に目の異常を指摘するが、幼児が返答する視力でのチェックでは、弱視は見落とされる可能性がある。さらに3歳児健診にて要精密検査と指摘された児童の約38%が眼科での精密検査を受けていない実態も報告した。

弱視のほとんどは早期発見早期治療で治せるのに、限界年齢10歳を過ぎれば一生涯の完璧な見え方はできなくなり、その視力低下は今の医学でも治せない状態になるのであるが、失明に至る病気ではなく保護者の認識が甘い可能性がある。そこで改めて啓蒙的な意味合いも含めて、弱視は視力の発達障害と呼ぶべきであると再認識する。

両眼開放オートレフ装置の問題点

後半に両眼開放オートレフ装置の問題点も明示した。

・問題点1 初期型第1世代は不正確であったため、ベテラン眼科医の信頼性が低い。

・問題点2 マニュアル通りの5m遠方指標では、幼児の固視が不安定になる可能性が大きい。

・問題点3 大手機械メーカーではないためか、手術専門の多くの大学病院には設置されていないので、研修医の認知度が低い。

問題点1に対しては、初期型以降の第2世代以降は通常のオートレフよりも正確に測定できることを実証した。問題点2は、マニュアル通りの5m遠方指標ではなく半分の距離の2.5mに鏡を設置して幼児が自然に自分の顔を観るミラー法により、通常オートレフよりも正確な測定が可能であることを実証した。問題点3の低い認知度の原因は若干分りにくいですが、こども病院には常設されている機器である。

図1 弱視発見のチャンスはいつどこで?!

1. 保護者、特に母
先天性白内障や斜視など屈折以外の子どもの目の状態を観察し、問題があれば小児科や眼科で相談する。母親と子どもとのコミュニケーションが重要である。
2. 3歳児健診
現在3歳児健診眼科項目：3ステップ方式で実施。
第1 各家庭での目に関するアンケートおよび簡易視力検査
第2 保健所における視力検査と眼異常チェック
視力が片眼で0.5未満かその他の眼異常が疑われる場合には、さらにその後第3として眼科での精密検査を受けるシステムである。
3. 保育園健診?
4. 幼稚園や小学校の健診??

オートレフフラクトメーターによる乳幼児の屈折視力検査は最近ようやく一部の地域の保健所における3歳児健診で若干行われ始めているが、両眼開放オートレフの有効性はいまだにあまり認識されていない。保育園健診や学校健診でのオートレフの活用は不要とされ、各医師の判断で、まれに行われているのが現状である。

図2 両眼開放オートレフとは①

従来のオートレフフラクトメーターは、調節力の旺盛な人(小児や乳幼児)においては器械近視になる傾向が大。

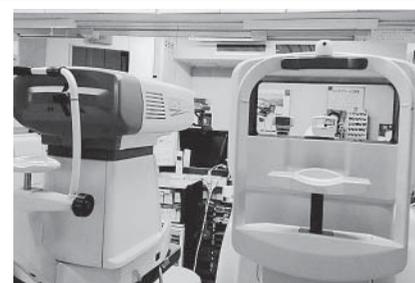
両眼を開けた遠方の開放視標により自然な状態を測定し、過矯正の元になる器械近視を最小限に押さえる。

3歳前後のお子さまにありえる、機器への恐怖心も相当に軽減されるためには3歳以下のお子さまでも測定が可能。

幼児の測定に向いているため、すでに多くのこども病院にて採用されている機器である。

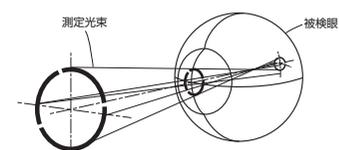


図3 両眼開放オートレフとは②



左が従来のオートレフ ニデックAR600A 単眼式で前に機器が迫るため圧迫感がある。幼児でも慣れないと測定が困難。
右が両眼開放オートレフフラクトメーター 5mの遠くの指標ではなく前に鏡を配置 半分の距離で自分の顔をより自然に観させる調節の介入が少ない、より自然な遠方視の屈折データが得られる。当院独自法

オートレフの眼屈折力測定の基本原則
安全な赤外光である測定用指標を被検眼底に投影し、眼底に生じる像の高さを検出、それをコンピュータ一解析することで眼屈折力すなわち近視や遠視や乱視を測定。



(横レクザムのWEBから参照)

3歳児健診での導入を

関係者のご努力により、全国の3歳児健診の受診率は96%以上に向上している。3歳児健診への眼科医の関与は低く、4%程度であるが、眼科医が現場にいたとしても両眼開放オートレフなどのコンピューター内蔵の自動屈折測定器がなければ、屈折に関与した多くの弱視児童を発見することができないのが現実である。

両眼開放オートレフは1人約30秒で測

定でき、10年間の保育園健診での実績では測定できない子どもは極めてまれであった。(測定不能は10年間で重度障害児1人のみ)、眼科医がいなくても屈折性弱視を発見できうる両眼開放オートレフの存在を全国に広めて、主に3歳児健診での各市町村での導入推奨をお願いしたい(兵庫県では姫路市が導入を開始した)。加えて眼科専門医による保育園および幼稚園健診にこそ斜視弱視検診の導入の必要性があることが強く示唆された。(小見出しは編集部)

兵庫県保険医協会へのお問い合わせは
ダイヤルインをご利用ください

(受付 9時30分~17時)

医科 保険点数
審査・指導相談

078-393-1803

共済制度

078-393-1805

経営・税務・融資
開業相談

078-393-1817

新聞・政策・反核
平和・環境公害

078-393-1807

歯科

078-393-1809

代表
078-393-1801

FAX
078-393-1802

「保険でより良い歯科医療を」兵庫連絡会 市民講座

鵜呑みにしますか？ その健康情報

日時 4月17日(日) 14時~16時30分(開場13時30分)

会場 協会5階会議室

講師 科学ジャーナリスト、FOOCOM.NET編集長 松永 和紀さん

食の安全に詳しい科学ジャーナリストの松永和紀さんに、健康情報を読み解くコツについてお話いただきます。ぜひ市民講座にお越しください。

参加費 無料 ※どなたでもご参加いただけます

お申し込み・お問い合わせは、☎078-393-1809まで